⑸　事業期間　事業契約締結の日から令和23年３月31日まで（ただし、民間付帯施設(任意)事業については、事業契約締結の日から入札参加者が提案する年（令和23年から令和36年までの間）の３月31日まで）とする。

２　競争参加資格等

⑴　入札参加者が備えるべき要件等

１）入札参加者の構成等要件

①　入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下当該グループを「入札参加グループ」といい、入札参加グループを構成する企業を「入札参加グループの構成員」という。）とし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、特別目的会社に必ず出資する者であることとする。なお、入札参加グループの場合にあっては、入札参加グループの構成員の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

②　入札参加者は、応募に当たり、入札参加企業又は入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の実施において果たす役割を入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

③　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、それぞれが本事業の実施において果たす役割を入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

④　入札参加企業又は入札参加グループの構成員には、建設に当たる者が、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社には、設計に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者が必ず含まれていること。

２）入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社の参加等要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれもが、以下の要件を満たすこと。

①　「国立大学法人電気通信大学契約事務取扱規程」（平成16年４月１日）第４条及び第５条の規定に該当しない者であり、かつ同規程第６条に規定する資格を有する者であること。

②　「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、又は「破産法」（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てをした者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③　入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人電気通信大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」（平成23年３月29日）に基づく取引停止措置を受けていない者であること。

④　本学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区）及び株式会社佐藤総合計画が本アドバイザリー業務において提携関係にある石井法律事務所（東京都千代田区）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じとする。

ア　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合

ａ　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。ｂにおいて同じとする。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。ｂにおいて同じとする。）の関係にある場合

ｂ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じとする。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じとする。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・会社法第２条第15号に規定する社外取締役

・会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であって、ⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

ｂ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

ｃ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤　最近１年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者であること。

⑥　入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社となっていないこと。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社になっていないこと。ただし、運営に当たる者及び民間付帯施設（任意）事業に当たる者が協力会社であって、他の入札参加者においても協力会社である場合は、この限りでない。

⑦　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。